

令和4年4月20日

各競技団体長 様

長崎県教育庁体育保健課長
(公 印 省 略)

令和4年県民表彰候補者の推せんについて

陽春の候 貴団体におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから本県スポーツの振興・発展に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年も、県政の各分野において優れた功績のあった方、隠れた篤行をもって県民の模範となる方等を、広く知事が表彰いたします。

については、別添「県民表彰候補者推せん要領」及び「候補者推せんにおける留意事項について」を参照のうえ、候補者を推せんしていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、表彰式は11月23日（勤労感謝の日）、県議会議場において挙行される予定となっておりますので申し添えます。

記

- 1 提出書類 各1部ずつ
 - ①様式第1号「推せん調書」 (※公印省略)
 - ②様式第2号「履歴書」 (特別賞の場合は不要)
 - ③様式第3号「所属又は経営団体、事業所、施設等の概況」 (特別賞の場合は不要)
 - ④功績内容が分かる資料 (大会結果等) (教育文化功労賞の場合は不要)※様式は長崎県教育庁体育保健課ホームページからダウンロードできます。
- 2 提出期限 令和4年6月15日（水）
※特別賞の推せんは、上記期限以降の大会については令和4年8月5日（金）まで、
これ以降の大会については電話にて連絡をした後、ご提出ください。
- 3 提出方法 郵送及びメールにてデータ提出
- 4 提出先 長崎県教育庁体育保健課（担当：増田、田上）
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
Tel 095-894-3392
E-Mail m-masuda@pref.nagasaki.lg.jp

候補者推せんにおける留意事項について

1 推せん基準

教育文化功労賞

体育の振興発展に尽力し、功績顕著な者で、下記条件をすべて満たす者。

- (1) 年齢60歳以上
- (2) 県以上の団体で「理事」以上の役員歴が「20年以上」あること
- (3) 原則として県教育委員会表彰（県スポーツ表彰の体育功労賞[※]）を受賞していること

※県スポーツ協会表彰のスポーツ功労者（体育功労者）ではありません。

特別賞

権威ある全国大会において優勝した者、または権威ある国際大会において8位以内に入賞した者（ただし、オリンピック競技大会については、出場をした者）で、下記条件をすべて満たす者。

- (1) 中学生以上
- (2) 原則、「県内在住者」または「ふるさと登録選手」であること
- (3) 令和3年11月23日～令和4年11月22日の大会が対象

2 留意事項

- ・すでに叙勲・褒章を受章されている方については、原則として表彰の対象としないこと。
- ・故人にあっては、昨年の10月1日以降死亡された方で、特に功績顕著な方は推せんして差し支えないこと。また、特別賞にあっては、昨年の10月1日以降に大会・競技等に出場（参加・応募等）された方で、特に功績顕著な方（9月30日以前に開催された大会・競技等の結果が10月1日以降に決定された場合を含む。）は推せんして差し支えないこと。
- ・前年までに推せんされた方のうち表彰にもれた方で、適格者があれば再度推せんして差し支えないこと。
- ・基準年数・年齢は、令和4年11月23日（表彰日）現在で計算すること。

3 問い合わせ先

表彰制度に関すること

総務管理班 増田（将） TEL：095-894-3392

競技内容に関すること

競技力向上対策班 田上 TEL：095-894-3413

様式第 1 号

推 せ ん 調 書			
推せん功労名		推せん順位	
(ふりがな) 氏 名	男 女	生 年 月 日	明 治 大 正 年 月 日 (満 才) 昭 和 平 成 (令 和 4 年 11 月 23 日 現 在)
現 住 所			
役 職 名 (職 業)			
性 行			
功 績 事 項	(事 績) 1 . 2 . 3 .		
そ の 他 参 考 事 項			
	郵便番号		電話番号 市外局番 - -
<p>長崎県表彰規則第 7 条により上記のとおり推せんします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>競技団体長名</p> <p>長崎県知事 様</p>			

履 歴 書			
氏 名		生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
学 歴 等	年 月 日	学 校 卒 業	
学 歴 等	年 月 日		
職 歴 等			
賞 罰	年 月 日	長 表 彰	
賞 罰			

所属又は経営団体、事業所、施設等の概況

名 称		設立、合併、分離 団体、事業所、施設等 の沿革 組織および名称の変更	
団体、事業所、 施設等の所在地			
代 表 者 氏 名			
法 人 組 織	有・無 (名称：)		
事 業 概 要 及び主要 生産品名			
資 本 金 (出資金)		年間予算額又 は年間売上額	円
団体構成員数又設 は事業所、施設 等の従業者数		部 下 の 数	
候補者の主要な 職 務 内 容			
組 織 図 本人の地位 が把握され るよう記載 すること	(例) 社長 - 〇〇工場長 - 〇〇部長 - 〇〇課長 - 〇〇係長 — 〇〇班 〇〇班		
	※本人は、□で囲むこと		

(記載要領)

1. この表は、勤労功労者及び団体の役員、施設、学校、事業所の経営者等の推せん候補者について添付すること。
2. 現職及び前職に関する団体、事業所、施設等のうち、候補者の功績に関係あるものについて作成すること。
3. 物品製造を主とする事業所は、事業概要とともに主要生産品目も記載すること。
4. 団体の所属者で、上部組織に属する者の組織図は、下部組織も併せて記載すること。
5. 団体、事業所、施設等の名称は、略称でなく正式の名称を記載すること。
6. 団体の構成員数について、連合団体である場合は、加盟団体数及び全構成員数（会員又は組合員）を記載すること。

県民表彰候補者推せん要領

(令和4年4月)

長崎県秘書課

目 次

推薦にあたっての留意事項	1 頁
長崎県表彰規則	3 頁
表彰事務取扱要綱	5 頁
県民表彰選考基準	8 頁
県民表彰基準年数表	1 3 頁
地方自治功労基準年数換算率表	1 5 頁
教育文化功労基準年数換算率表	1 7 頁
推せん調書等記載例	1 8 頁
推せん調書等様式	巻 末

県民表彰候補者の推せんにあたっての留意事項

県民表彰候補者の推せんにあたっては、長崎県表彰規則等（3ページ以降）を参照するとともに、下記の事項についても留意されるようお願いします。

記

- (1) 各分野において、長年にわたりその職務に精励し、県政あるいは各地域・各分野の発展に貢献するなど、功績顕著で他の模範となっておられる方を積極的に取り上げる方針です。
表彰基準等に列記されている職種に限らず、功績顕著な方で、特に表彰することが適当と認められる方を広く調査し、関係機関と協議のうえ、最適の候補者を推せん願います。
なお、次ページに「過去の表彰事例」を掲載していますので、参考としてください。
- (2) 候補者の選考にあたっては、本人はもちろんのこと、候補者が所属している団体についても慎重に調査してください。
- (3) 「表彰事務取扱要綱第7 表彰の制限（6ページ）」の各項目について調査を行い、不適と認める者については推せんしないようにしてください。
なお、犯罪歴のある者等に該当する場合は、必ず事前に秘書課に協議してください。
- (4) 叙勲・褒章の受章者については、原則として表彰の対象としません。
- (5) 県民表彰の受賞者については、原則として再表彰の対象としません。
ただし、異種の功労で再表彰する場合は、7年経過後とします。
また、特別賞については、再表彰も可とします。
- (6) 故人にあつては、昨年の10月1日以降に死亡された方で、特に功績顕著な方は、推せんして差し支えありません。
また、特別賞にあつては、昨年の10月1日以降に大会・競技等に出場（参加・応募等）された方で、特に功績顕著な方（9月30日以前に開催された大会・競技等の結果が10月1日以降に決定された場合を含む。）は、推せんして差し支えありません。
- (7) 前年までに推せんされた方のうち表彰に漏れた方で適格者があれば、再度推せんして差し支えありません。

(8) 候補者の年齢制限については、原則として60歳以上とします。

ただし、次の事項に該当する者は55歳以上とします。

①著しく危険性の高い業務に精励した者又は危険性の高い環境において業務に精励した者

②精神的肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者

③人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者

なお、人命救助、徳行、まちづくり功労、国際交流功労、特別賞については、年齢制限を設けません。

(9) 基準年数・年齢については、令和4年11月23日(表彰式)現在で計算してください。

(10) 推せん内申書は、選考等の基本的資料となりますので、推せん候補者の氏名、ふりがな、生年月日等については正確に記載のうえ、功績事項についても具体的かつ詳細に記載してください。

(11) 候補者について、役職の変更、本人死亡その他推せん時の状況から変化があった場合や、候補者が所属する団体について法令違反等の事実が判明した場合には、速やかに、担当者あてご連絡ください。

(参考) 過去の表彰事例

功労名	職種等	功績概要
産業(商工)	鍛冶職人	多年にわたり鍛冶職人として、ピッケル制作の研究・工夫に努めるなど、本県商工業の発展に貢献した。
産業(水産)	鯨商	多年にわたり鯨商として、鯨の加工・流通に携わるとともに、日本の鯨食文化の維持・発展に尽力するなど、本県水産業の発展に貢献した。
産業(水産)	船大工	多年にわたり船大工として、潜行板制作の研究・工夫に努めるなど、本県水産業の発展に貢献した。
産業(農林)	家畜人工授精師	多年にわたり開業家畜人工授精師として、対馬島における肉用牛振興に尽力するなど、本県農林業の発展に貢献した。
教育文化	邦楽・長唄指導者	多年にわたり長崎くんちの各踊町の本踊りの地方(じかた)及びその指導に尽力し、本県地域文化の振興に貢献した。
教育文化	合唱団指導者	多年にわたり地域合唱団の指導者として、地域の音楽レベルの向上に尽力するとともに、若手音楽家を育成するなど、本県地域文化の振興に貢献した。
特別 ※	農業	雲仙普賢岳噴火災害での被災を乗り越え、他の被災農家に先駆けて営農を再開し、洋らんの栽培に尽力するなど、本県の花き振興及び地域の復興に貢献した。

※ 平成23年は、雲仙普賢岳噴火災害での被災を乗り越え、地域の振興に貢献された方にも特別賞として表彰しております。

長 崎 県 表 彰 規 則

(昭和46年5月4日長崎県規則第33号)

(目 的)

第1条 この規則は、地方自治の振興及び産業、文化、教育等の進展に関し功績顕著なものを表彰し、もって県勢の向上発展を図り、県民福祉の増進に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、県民表彰と知事表彰とする。

(県民表彰)

第3条 県民表彰は、知事が次の各号の一に該当する個人又は団体のうち、特に功績顕著なものに対して行なう。

1. 自己の危険をかえりみず人命を救助したもの
 2. 徳行卓越し他の模範となるもの
 3. 地方自治の振興に貢献したもの
 4. 社会福祉の向上及び民生の安定に貢献したもの
 5. 保健衛生の向上に貢献したもの
 6. 産業の開発及び振興に貢献したもの
 7. 教育文化の振興に貢献したもの
 8. 治安の維持並びに水害、火災等の防護及び復旧に貢献したもの
 9. 運輸及び交通の発達に貢献したもの
 10. 永年にわたり勤労に励み、他の模範となるもの
 11. 街づくりに貢献したもの
 12. 国際交流に貢献したもの
 13. 芸術、文化、技能、スポーツ、地域振興等において特別に優秀な成績を収めたもの
 14. 前各号に掲げるもののほか、特に表彰に値すると認められるもの
- 2 前項第13号に規定するもののうち特に秀でたものに特別栄光賞を授与することができる。

(知事表彰)

第4条 知事表彰は、前条第1項各号に準ずるもので知事が特に必要と認めるものに対して行なう。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を贈呈して行なう。

2 前項の規定により表彰状を贈呈するときに、副賞として金品を添えることができる。

(表彰の時期)

第6条 県民表彰は、毎年11月23日に行なう。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

2 知事表彰は随時行なう。

(表彰の推せん)

第7条 市町村長等は、第3条に該当すると認められるものであるときは、その功績を調査し知事に推せんするものとする。

(補 則)

第8条 この規則の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

表彰事務取扱要綱

(昭和46年5月4日)

第1 趣 旨

この要綱は、長崎県表彰規則（以下「規則」という。）に基づく表彰事務の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の基準

- 1 県民表彰（規則第3条）は、別表「県民表彰選考基準」により選考のうえ表彰する。
- 2 知事表彰（規則第4条）は、次に掲げるもののうちから表彰の対象となる功績に係る事務を主管する部課（以下「主管部課」という。）において別に定める基準により選考のうえ表彰する。
 - (1) 国が行なう基準に準じ実施しなければならないもの。
 - (2) おおむね10年以上長期にわたり、本県の経済、社会文化等の発展に寄与したもの。
 - (3) その他、前2項に準ずるもの。

第3 表彰候補者の推せん

- 1 表彰候補者の推せんは、市町長が行なうものとする。
- 2 市町長の推せんによりがたいものについては、県民表彰は県主管部長等が、知事表彰については関係団体の長が推せんするものとする。

第4 推せん関係書類

- 1 県民表彰候補者の推せんに要する関係書類（以下「推せん内申書」という。）は、次のとおりとする。
 - (1) 推せん調書
様式第1号（ただし、人命救助は様式第1号の2、優良団体は様式第1号の3によること）
 - (2) 履 歴 書
様式第2号
 - (3) 所属又は経営団体、事業所、施設等の概況
様式第3号
(勤労功労者及び団体の役員、施設、学校、事業所の経営者等として功績をあげたものについて作成する。)

(4) 納税関係付表

様式第3号の2（納税関係のみ）

(5) 推せん総括表

様式第4号

（ただし、振興局長の推薦総括表は様式第4号の2、主管部長等の推せん総括表は様式第4号の3によること）

(6) その他

参考資料（定款、規約、パンフレット、著書等功績及び事業内容を知るうえに参考となるもの）

2 知事表彰候補者の推せん内申書は、前項に準じ主管部課において定めるものとする。

第5 推せん内申書の提出

1 県民表彰

(1) 市町長は、推せん内申書各3部を当該市町を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとする。

(2) 主管部長等が推せんするものについては、推せん内申書各1部を秘書課長を経由して知事に提出するものとする。

(3) 振興局長は、市町長より推せん内申書を受領したときは、内容を検討し、推せん総括表（様式第4号の2）を添え、秘書課長を経由して知事に進達するものとする。

2 知事表彰推せん内申書は、主管部長等に提出するものとする。

第6 県民表彰選考委員会

県民表彰選考委員会は、副知事、関係部長等及び教育長をもって構成し、県民表彰候補者の選考を行い知事に上申するものとする。

第7 表彰の制限

表彰は、次のものには原則として行わないものとする。

(1) 犯罪容疑者及び犯罪歴のある者

(2) 経営上の欠陥や社会的不道徳のある者

(3) その他県民感情にそぐわないもの及び表彰することが適当でないもの

第8 事務分掌

- 1 県民表彰に関する事務は、秘書課において取扱うものとする。
- 2 知事表彰に関する事務は、主管部課において取扱うものとする。
なお、事務処理にあたっては、秘書課長と協議するものとする。

(附 則)

この要綱は、公布の日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成16年5月20日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年11月11日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年1月22日から施行する。

県民表彰選考基準

表彰候補者については、長崎県表彰規則第1条の目的に合致し、第3条各号に該当する功績等があるものを選考しなければならないが、基本的な選考基準はおおむね次のとおりである。

なお、具体的基準年数は、別表第1に示すとおりである。

1. 人命救助

自己の危険を顧みず人命を救助した者で、原則として、県警察本部長又は管区海上保安部長の表彰を受けた者。

2. 徳行

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し、県民の模範となる者

3. 消防・防災功労

(1) 水火災等の防護に尽力し、功績顕著な者

(2) 消防団員等として多年防火思想の普及、防災体制の確立等民生安定に貢献し、功績顕著な者

4. 地方自治功労

(1) 地方自治の育成発展に多年尽力し、特に功績が顕著な次に掲げる者

ア 市長、町村長

イ 市議会議員、町村議会議員

ウ 副市長（市助役）、副町長（町村助役）、市収入役、町村収入役

エ 県行政委員、市町村行政委員

オ 自治会長等

(2) 各種統計調査の推進に多年尽力し、功績顕著な者

(3) このほか、地方自治振興のため陰の力として多大の貢献のあった者

5. 社会福祉功勞

- (1) 民生委員、児童委員、保護司等として多年民生の安定、社会福祉の向上に貢献し、功績顕著な者
- (2) 社会福祉施設設置者、経営者、社会福祉関係団体の役員等として多年福祉の発展に尽力し、功績顕著な者
- (3) 社会福祉施設の職員として、多年、へき地、危険性の高い職域、又は精神的肉体的に著しく労苦の多い領域において業務に従事し、功績顕著な者、あるいは多年職務に精励し、勤務成績優秀で他の模範となる者
- (4) 障害者、要保護者、母子家庭などで生活等諸種の困難を克服して立派に自立更生し、特に他の模範となる者
- (5) 社会保険の育成発展に貢献し、功績顕著な者
- (6) 障害者の雇用促進に多年尽力し、他の模範となる者
- (7) 訪問介護員（ホームヘルパー）等として、高齢者及び障害者の生活を支え、多年、在宅福祉の発展に尽力し、他の模範となる者

6. 保健・環境功勞

- (1) 保健、環境関係団体の役員等として多年医療の発展または保健環境の振興に貢献し、功績顕著な者
- (2) 医師、衛生技術者、看護師、保健師、助産師等として、多年、へき地、危険性の高い職域、又は精神的肉体的に著しく労苦の多い領域において業務に従事し功績顕著な者、あるいは多年業務に精励し、勤務成績優秀で他の模範となる者
- (3) 清掃作業員、狂犬病予防法に基づく捕獲人等苦勞の割に人目につかず報いられることの少ない領域で、業務に精励し、他の模範となる者
- (4) 疾病の予防・治療、又は衛生思想の普及、向上に尽力し、功績顕著な者
- (5) 環境の保全及び公害の防止、除去ならびにその啓発普及に尽力し、功績顕著な者

7. 産業功労

産業の振興発展に貢献し、功績顕著な者

(1) 商工功労

- ア 商業、鉱工業、運輸交通その他の産業（農林水産、建設関係を除く）の振興発展に貢献し、功績顕著な者
- イ 観光、貿易事業の振興発展に寄与し、功績顕著な者
- ウ 中小企業の発展に尽力し、功績顕著な者
- エ 商工関係団体の役員等として多年業界及び団体の指導育成に尽力し、功績顕著な者
- オ 産業技術者の養成、職業訓練に尽力し、功績顕著な者
- カ 労働教育、労働者の福祉の向上に尽力し、功績顕著な者

(2) 水産功労

- ア 水産業の振興発展に貢献し、功績顕著な者
- イ 水産技術の改善普及、水産加工品の品質改善及び流通機構の改善に貢献し、功績顕著な者
- ウ 水産関係団体の役員等として多年業界及び団体の指導育成に尽力し、功績顕著な者

(3) 農林功労

- ア 農業、畜産業、林業の振興発展に貢献し、功績顕著な者
- イ 農業技術の改善普及、農林産物、家畜の品質改良、農産加工品の品質改善及び流通機構の改善に貢献し、功績顕著な者
- ウ 農林業関係団体の役員等として多年業界及び団体の指導育成に尽力し、功績顕著な者

(4) 建設功労

- ア 河川、道路、港湾、都市計画、建築等の公共事業の推進に貢献し、功績顕著な者
- イ 土木災害の復旧、災害の防除、施設の保全、改良整備に尽力し、功績顕著な者
- ウ 土木建築関係団体の役員等として業界及び団体の指導育成に尽力し、功績顕著な者

8. 教育文化功勞

- (1) 私立学校を設置する法人の理事長、校長等として多年教育に従事し、私学の振興に功績顕著な者
- (2) へき地あるいは特別支援教育など苦勞の割に、人目につかず報いられることの少ない環境や領域で多年にわたり教育に精勵し、他の模範となる者
- (3) 縣市町村教育委員、教育長及び教育関係団体の役員等として多年教育の振興発展に貢献し、功績顕著な者
- (4) 青少年教育、成人教育、女性教育、視聴覚教育、その他社会教育（芸術文化関係を除く）の振興発展に尽力し、功績顕著な者
- (5) 文化財の保護、郷土芸能の保存普及、芸術の振興等地方文化の向上発展に功績顕著な者
- (6) 体育の振興発展に尽力し、功績顕著な者
- (7) 学校医、学校歯科医又は学校薬剤師として多年児童生徒の体位向上、健康増進に尽力し、功績顕著な者
- (8) 科学技術上の優れた発明発見開発を行い、公益の増進に貢献した者
- (9) 上記 (1) ～ (8) のうち、県教育委員会の所管に関するものについては原則として県教育委員会表彰をうけたものを優先する。

9. 交通安全・防犯功勞

- (1) 交通安全対策に尽力し、功績顕著な者
- (2) 犯罪の防止に尽力し、功績顕著な者

10. 勤勞功勞

- (1) 民間企業又は公共事業の現業的部門の同一事業場、同一職務に多年勤務する勤勞者であつて、事務に精勵し、業務上のことについて創意工夫に努め、あるいは卓越した技能をもってすぐれた業績をあげ、他の模範となる者
- (2) 次のような特殊領域の勤勞者で多年業務に精勵し、成績優秀で他の模範となる者
 - ア 著しく危険性の高い職務に従事する者
 - イ 危険性の高い環境、あるいは精神的肉体的に著しく勞苦の多い環境において職務に従事する者
 - ウ その他苦勞の割に人目につかない領域にあつて、報いられることの少ない者

1 1. まちづくり功労

地域の資源や特色を活かした個性的で魅力あるまちづくりに尽力し、功績顕著な者

1 2. 国際交流功労

- (1) 国際友好親善又は県民の海外発展に貢献し、功績顕著な者
- (2) 県民の国際理解の醸成に貢献し、功績顕著な者

1 3. 優良団体

消防、防災、地方自治、社会福祉、保健、環境、産業（商工、水産、農林、建設）、芸術、文化、教育、社会教育、体育、青少年、女性、交通安全、防犯、ボランティア、まちづくり、国際交流、その他の団体で、その事業活動成績が特に優秀で、他の模範と認められ、かつ、公共の福祉の増進に多大の貢献をしているもの。

1 4. 特別賞

- (1) 芸術、文化、技能、スポーツ等の全国的競技に参加し、卓越した成績を収めたもの
- (2) 芸術、文化、技能、スポーツ等の世界的競技に参加し、成績良好なもの
- (3) 芸術、文化、技能、スポーツ、地域振興等の分野において、全国又は世界的な賞を受賞したもの
- (4) 芸術、文化、技能、スポーツ、地域振興等の分野において、地域又は団体等の指導者として功績顕著なもの

1 5. 特別栄光賞

世界的競技等に参加し、県民に夢と感動を与えるなど、特に顕著な功績があったもの

県民表彰基準年数表

表彰項目	対 象	基 準 年 数	備 考
2 徳行		年以上 10	
3 消防・防災	1 消防団員等	35	
4 地方自治	1 人口10万人以上の市長 2 人口10万人未満の市長、 町村長 3 市議会議員 4 町村議会議員 5 副市長（市助役） 6 副町長（町村助役）、市収入役、 町村収入役 7 県行政委員 8 市町村行政委員 9 自治会長等 10 統計調査員	4 8 20 24 20 30 16 24 20 20	市長、町村長、市議会議員、 町村議会議員、県行政委員にあつては、原則 として現職である者を 除く。
5 社会福祉	1 民生委員、児童委員、保護司等 2 社会福祉施設設置者、経営者、 社会福祉関係団体の役員等 3 保育士、介護職員、指導員等で へき地、危険性の高い職域または 精神的肉体的に著しく労苦の多い 領域の従事者 4 3以外の社会福祉施設の従事職員 5 訪問介護員（ホームヘルパー）等 6 その他の者（事業等の経歴）	20 20 20 30 20 20～30	（換算なし） （3の事例） 知的障害、盲ろうあ、 肢体不自由、重症心身 障害児各施設、児童養 護施設、特別養護老人 ホーム等で入所者（児） と起居を共にし日常生 活の介護をしている者 等
6 保健・環境	1 保健、環境関係団体の役員等 2 医師、衛生技術者、看護師、 助産師等 (1) へき地、危険性の高い職域ま たは精神的肉体的に著しく労苦 の多い領域の従事者 (2) (1)以外の業務精励者 3 清掃作業員、狂犬病予防法に基 づく捕獲人等 4 その他の者（事業等の経歴）	20 20 30 25 20～30	2の(1)の事例 ・ハンセン病、結核、 精神療養所等勤務者 ・臨床・衛生検査技師 診療放射線技師

表彰項目	対 象	基 準 年 数	備 考
7 産業	1 産業関係団体の役員等	年以上 20	
	2 その他の者（事業等の経歴）	20～30	
8 教育文化	1 私立学校の理事長、校長	20	
	2 私立専修学校、各種学校、幼稚園の理事長、校長	25	
	3 へき地、特別支援教育等従事者（当該業務従事期間）	25	
	4 市町村教育長	20	
	5 県教育委員	16	
	6 教育関係団体の役員等	20	
	7 市町村教育委員	24	
	8 学校医、学校歯科医、学校薬剤師	30	
	9 その他の者（事業等の経歴）	20～30	
9 交通安全・防犯	1 交通安全指導員、少年補導員等	20	
	2 その他の者（活動の経歴）	20～30	
10 勤労	1 特殊領域勤労者	25	
	2 一般勤労者	30	
11 まちづくり		10	
12 国際交流		10	
13 優良団体		10	団体設立後の経過年数

- (注) 1. この基準年数は選考の一応の基準であって、おおむねこの年数に達しているもので、特に県民の模範となる功績顕著な者は、選考の対象とする。
2. この表中、次の関係団体の役員等の期間のうち県段階以上の団体の役員等の期間については、5割増の期間として算出する。
- (1) 社会福祉関係団体の役員等
 - (2) 保健、環境関係団体の役員等
 - (3) 産業関係団体の役員等
 - (4) 教育関係団体の役員等
3. 上記2の関係団体の役員のうち、法律・規則・指針などで被表彰者の従事年数等に制限がある場合で、特に県民の模範となる功績顕著な者も、選考の対象とすることができる。

地方自治功勞基準年数換算率表

A 公選職

区 分		基準年数	基準職での 最低必要年数	換 算 率			
1	人口10万人以上の市長	4	4	基準職	—	—	—
2	人口10万人未満の市長、 町村長	8	5.3	0.50	基準職	—	—
3	市議会議員	20	13.3	0.20	0.40	基準職	—
4	町村議会議員	24	16.0	0.17	0.33	0.83	基準職

【市町村合併に伴う議員の基準年数換算について】

町（村）議会議員であった者が、市町村合併により当該町（村）の区域を含む新市の議員として身分を有することとなる場合、年数換算は次のとおり行う。

- (1) 基準年数は、候補者にとって最も有利な公選職区分を適用する。
- (2) 公選職区分の「市議会議員」の最低必要年数を満たさない場合は、「町村議会議員」を適用することとし、合併後の市議会議員の期間は町（村）議会議員の期間に換算率「1.0」で通算できるものとする。

B 地方公務員

区 分		基準年数	基準職での 最低必要年数	換 算 率	
1	副市長（市助役）	20	8.0	基準職	—
2	副町長（町村助役）・ 市収入役、町村収入役	30	8.0	0.67	基準職
3	市町村職員	—	—	0.50	0.50

C 県・市町村行政委員会委員

区 分		基準年数	基準職での 最低必要年数	換 算 率	
1	県の行政委員会委員	16	8.0	基準職	
2	市町村の行政委員会委員	24	—	0.67	

(注) 基準年数の異なる2以上の職にあるものは、各々の職にて換算すること。

(例) ○○市長の場合：人口10万人未満の市
< 経歴 >

市議会議員 H16.4.1～H22.3.31 (=6年0月)
市長 H22.4.1～現在 (H27.11.23) (=5年8月)

< 換算方法 > 換算表「A 公選職」適用

市議会議員 6年0月 × 換算率0.4 = 2.40年……①
市長 5年8月 × 換算率1.0 = 5.66年……②
よって、 ① + ② = 8.06年

< 判定 >

ここで、人口10万人未満の市長職での換算年数は、上記のとおり5.66年(②)となり、市長職での最低必要年数5.3年をクリアする。
また、換算合計年数も8.06年となり、人口10万人未満の市長職の基準年数8年もクリアする。

◎市町村合併に伴う議員の基準年数換算の適用事例

【事例①】 A町議会議員を23年、合併により引き続きB市議会議員を1年の場合

	合併
A町議会議員 期間：23年	B市議会議員 期間：1年

<判定>

- ・「市議会議員」を基準職とした場合、基準職での最低必要年数（13.3年）を満たさないため、基準職は「町村議会議員」を適用する。
- ・「町村議会議員」を基準職とした場合、町議会議員のみの履歴では基準年数24年を満たさないが、合併後の市議会議員の期間（換算率1.0）を通算すると24年となり基準年数をクリアする。

$$A町議会議員（23年） + B市議会議員（1年 \times 1.0） = 24年$$

【事例②】 C町議会議員を22年、在任特例で引き続きD市議会議員を1年務めた後に行われた一般選挙で落選、4年後の一般選挙でD市議会議員に当選し、1期務めた場合

	合併	選挙	選挙
C町議会議員 期間：22年	D市議会議員 期間：1年	落選期間	D市議会議員 期間：4年

<判定>

- ・事例①と同様に基準職「町村議会議員」を適用する。
- ・町議会議員のみの履歴では基準年数24年を満たさないが、合併後の市議会議員の期間（換算率1.0）を通算すると27年となり基準年数をクリアする。

$$C町議会議員（22年） + D市議会議員（1年 \times 1.0） + D市議会議員（4年 \times 1.0） = 27年$$

【事例③】 E町議会議員を14年、合併により引き続きF市議会議員を12年の場合

	合併
E町議会議員 期間：14年	F市議会議員 期間：12年

<判定>

- ・事例①、②と同様に基準職「町村議会議員」を適用する。
- ・「町村議会議員」の最低必要年数（16.0年）は満たさないが、通算した年数が基準年数（24年）を満たすため、要件をクリアする。

$$E町議会議員（14年） + F市議会議員（12年 \times 1.0） = 26年$$

教育文化功労基準年数換算率表

A 市町村教育長、県教育委員、市町村教育委員

区 分		基準年数	基準職での 最低必要年数	換 算 率		
1	市町村教育長	20	8.0	基準職	—	—
2	県教育委員	16	8.0	0.67	基準職	0.67
3	市町村教育委員	24	8.0	0.67	0.67	基準職
4	私立学校の理事長、校長	20	—	0.67	0.67	0.67
5	私立専修学校、各種学校、 幼稚園の理事長、校長	25	—	0.67	0.67	0.67
6	へき地、特別支援教育等従事 者（当該業務従事期間）	25	—	0.67	0.67	0.67
7	教育関係団体の役員等	20	—	0.67	0.67	0.67
8	学校医、学校歯科医、 学校薬剤師	30	—	0.67	0.67	0.67

(例) 市町村教育長の場合
< 経歴 >

私立学校の校長 S50. 4. 1～S60. 3. 31 (=10年0月)
教育関係団体役員 H 6. 4. 1～H16. 3. 31 (=10年0月)
市町村教育長 H19. 4. 1～現在 (H27.11.23) (= 8年8月)

< 換算方法 > 換算表「A 市町村教育長、県教育委員、市町村教育委員」適用

私立学校の校長 10年0月 × 換算率0.67 = 6.7年……①
教育関係団体役員 10年0月 × 換算率0.67 = 6.7年……②
市町村教育長 8年8月 × 換算率1.0 = 8.66年……③
よって、① + ② + ③ = 22.06年

< 判定 >

ここで、市町村教育長職での換算年数は、上記のとおり8.66年(③)となり、市町村教育長職での最低必要年数8.0年をクリアする。
また、換算合計年数も22.06年となり、市町村教育長職の基準年数20年もクリアする。

様式第1号（記載例）

推 せ ん 調 書			
推せん功労名	産業功労（水産）	推せん順位	
(ふりがな) 氏 名	たいりょうたろう 男 大 漁 太 郎 女	生 年 月 日	明 治 大 正 年 月 日 (満 才) 大 昭 和 平 成 (令 和 4年 11月 23日 現 在)
現 住 所	〇〇県〇〇郡〇〇町大字1123番地		
役職名(職業)	(漁業) 〇〇町漁業協同組合組合長 〇〇町自治会長		
性 行			
功 績 事 項	(事 績) _____ _____ _____ _____ 1. 漁業振興に関する功績 _____ _____ _____ 2. 地方自治に関する功績 _____ _____ _____ 3. 消防関係に関する功績 _____ _____ _____		
そ の 他 参 考 事 項			
	郵便番号	電話番号	市外局番 - -
長崎県表彰規則第7条により上記のとおり推せんします。 令和 年 月 日 市 町 長 名 部 長 等 名 長崎県知事 様			

※ 推せん調書記載要領（様式第1号・第1号の2・第1号の3共通）

- (1) 推せん功勞のうち、産業功勞については、商工、水産、農林、建設の細目も記載すること。
- (2) 氏名、生年月日（令和4年11月23日現在）、現住所等については、戸籍原本等で確認のうえ正確を期すこと。（活字による場合は特に注意し、略字を書かないこと）「ふりがな」についても本人等に確認するなど正式な呼び名を記載すること。
- (3) 「役職名（職業）」は、候補者の主要な功績に最も関連のある職名を「〇〇連合会△△」「〇〇製作所△工」のごとく具体的に記載すること。なお団体役職を記載したときは、併せて職業も（ ）で記載すること。また、前職を記載する場合は「元〇〇」とすること。
- (4) 「功績事項」は、候補者選考の基本的資料となるので一分野の功績のみでなく、候補者の全功績を記載すること。
- (5) 「事績」は、全事績を総括的に記載したのち、事績の主要項目ごとに具体的かつ詳細に（単なる作文と思われるような表現は避ける）記載すること。なお、功績内容について立証できる資料をできるだけ添付すること。
- (6) 功績内容が簡略であると審査に支障をきたすので注意すること。なお、功績調書は1枚に限定する必要はない。
- (7) 推せん候補者が年少者の場合は、その他参考事項欄に保護者の氏名を記入すること。

様式第1号の2（記載例）

推 せん 調 書 （ 人 命 救 助 ）			
推せん功労名	人 命 救 助		推せん順位
(ふりがな) 氏名	やまだはなこ 男 山 田 花 子 女	生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成 (令 和 4 年 11 月 23 日 現 在)
現 住 所	〇〇県〇〇郡〇〇町大字1123番地		
職 業 (学校名・学年)	現 在 〇〇高等学校2年生	警 察 本 部 長 等 表 彰	令 和 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 〇 〇 部 長 表 彰
性 行			
功 績 事 項	<p>被救助者 当時の 職 業 保護者 1. の氏名・年齢・性別（又は当時の学年）・住所・の氏名 かわた たらう 川田太郎 5 才 男 幼稚園児 〇〇町〇字〇〇番地 かわた いちろう 川田一郎</p> <p>2. 救助月日・時刻</p> <p>3. 救助の場所</p> <p>4. 救助時の気象状況</p> <p>5. 発見時の被救助者の状況（危険性）</p> <p>6. 救助者の当時の健康状況及び危険性</p> <p>7. 救助の概況（できるだけ具体的に）</p>		
そ の 他 参 考 事 項			
	郵便番号	電話番号	市外局番 - -
<p>長崎県表彰規則第7条により上記のとおり推せんします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>市町長名</p> <p>長崎県知事 様</p>			

様式第2号（記載例）

		履		歴		書	
氏	名	大 漁 太 郎		生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日		
学 歴 等		年	月	日	学 校 卒 業		
		年	月	日			
職 歴	（ 職 歴 ）						
	自	昭和15年	4月	1日	から現在まで	漁業に従事	
	自	昭和40年	4月	1日			
	至	昭和55年	3月	31日	〇〇町漁業協同組合	専務理事	
	自	昭和55年	4月	1日	から現在まで	同組合組合長	
	（ 公 職 歴 ）						
	自	昭和50年	4月	1日			
	至	平成10年	3月	31日	〇〇町議会	議員	
	自	平成10年	4月	1日			
	至	平成12年	3月	31日	〇〇町議会	議長	
（ 団 体 歴 ）							
自	昭和60年	4月	1日	から現在まで	〇〇町自治会	会長	
自	昭和40年	4月	1日				
至	平成19年	3月	31日	〇〇町消防団	団員		
賞 罰	(平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇町長表彰 による)						
	(平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇消防団団長感謝状 による)						

※履歴書記載要領

- (1) 候補者の経歴のすべてについて記載すること。
- (2) 「氏名」については、戸籍原本のとおり記載すること。（略字等を書かないこと。）
- (3) 「学歴等」については、最終学歴（中退を含む）、試験、免許、資格、学位を年月日順に正確に記載すること。
- (4) 「職歴、公職歴及び団体歴」は、始期及び終期年月日を明確にすること。特に勤労者等で同一事業所に長く勤務した場合等は、その間の役職名の異動も正確に記載し、勤務先の名称も略称でなく正式の名称によること。
また、公職歴中公務員歴については、前記にかかわらず、官公庁における人事記録又は履歴書のとおり官職、俸給、所属等のすべてを詳細に記載すること。
- (5) 「団体歴」については、地域、業界等における役職で、公職歴に記載しなかった経歴を記載すること。
- (6) 「賞罰」については、位勲章、褒章、表彰、刑罰を受けている場合に記載し、表彰事由、種類、表彰者を明記すること。
- (7) 末尾に「右のとおり相違ありません。氏名・押印」は記載しないこと。

推 せ ん 総 括 表

様式第4号（記載例）

（市町長名）

功 勞 種 目	功 勞 種 目 毎 の 順 位	一 連 順 位	（ふりがな） 氏名または 団体名	性 別	年 齢	職 業 （役職名）	住 所	備 考
1. 人命救助	1	2	やまだ はなこ 山田 花子					
〃	2	4	ながさき じろう 長崎 二郎					
7. 産業 （商工）	1	1	こもり さぶろう 小森 三郎					
13 優良団体 （芸術）	1	3	ちょうげいかい 彫 芸 会					

- (注) 1. 功勞種目は「選考基準」による功勞名を記載すること。
- 〔 1. 人命救助、2. 德行、3. 消防・防災、4. 地方自治、5. 社会福祉、6. 保健・環境、
7. 産業〔(1)商工、(2)水産、(3)農林、(4)建設〕、8. 教育文化、9. 交通安全・防犯、
10. 勤労、11. まちづくり、12. 国際交流、13. 優良団体、14. 特別賞 〕
2. 功勞種目のうち、7. 産業については、商工～建設までの細目を記載すること。
3. 一連順位は、産業種目毎の順位にかかわらず、推せん者が取り上げてもらいたい順に番号をつけること。

卷 末

様式第1号

推 せ ん 調 書			
推せん功労名		推せん順位	
(ふりがな) 氏 名	男 女	生年月日	明治 年 月 日 (満才) 大正 昭和 平成 (令和4年11月23日現在)
現住所			
役職名(職業)			
性 行			
功績事項	(事績) 1. 2. 3.		
その他の 参考事項			
	郵便番号	電話番号	市外局番 - -
<p>長崎県表彰規則第7条により上記のとおり推せんします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市長等 署名</p> <p>長崎県知事 様</p>			

推 せ ん 調 書 (人命救助)			
推せん功労名	人 命 救 助		推せん順位
(ふりがな) 氏 名	男 女	生 年 月 日	明 治 大 正 年 月 日 (満 才) 昭 和 平 成 (令 和 4年 11月 23日 現在)
現 住 所			
職 業 (学校名・学年)		警察本部長等 表 彰	令 和 年 月 日
性 行			
功 績 事 項	1. 被救助者 当時の 職 業 保護者 の氏名 ・ 年 齢 ・ 性別 (又は当時の学年) ・ 住所 ・ の氏名 2. 救助月日 ・ 時刻 3. 救助の場所 4. 救助時の気象状況 5. 発見時の被救助者の状況 (危険性) 6. 救助者の当時の健康状況及び危険性 7. 救助の概況 (できるだけ具体的に)		
そ の 他 参 考 事 項			
	郵便番号		電話番号 市外局番 - -
長崎県表彰規則第7条により上記のとおり推せんします。 令和 年 月 日 市町長名 長崎県知事 様			

推 せ ん 調 書 (団 体)			
推せん功労名			推せん順位
(ふりがな) 団体の名称			
(ふりがな) 代表者の職名 及び氏名			
所在地	郵便番号		電話番号
	-		
設立年月日	年	月	日の活動の範囲
構成員の範囲 及び人員	(人)		
組 織 図			
沿 革			
事業概要 及び功績事項			
賞 罰			
<p>長崎県表彰規則第7条により上記のとおり推せんします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>市長等名</p> <p>長崎県知事 様</p>			

履 歴 書	
氏 名	生 年 月 日 明・大・昭・平 年 月 日
学 歴 等	年 月 日 学 校 卒 業 年 月 日
職 歴 等	
賞 罰	年 月 日 長 表 彰

所属又は経営団体、事業所、施設等の概況

名 称		設立、合併、分離 組織および名称の変更	
団体、事業所、 施設等の所在地			
代 表 者 氏 名			
法 人 組 織	有・無 (名称：)		
事 業 概 要 及び主要 生産品名			
資 本 金 (出資金)		年間予算額又は 年間売上額	円
団体構成員数又は 事業所、施設 等の従業員数		部 下 の 数	
候補者の主要な 職 務 内 容			
組 織 図 本人の地位 が把握され るよう記載 すること	(例) 社長 - 〇〇工場長 - 〇〇部長 - 〇〇課長 - 〇〇係長 — 〇〇班 〇〇班		
	※本人は、□で囲むこと		

(記載要領)

1. この表は、勤労功労者及び団体の役員、施設、学校、事業所の経営者等の推せん候補者について添付すること。
2. 現職及び前職に関する団体、事業所、施設等のうち、候補者の功績に関係あるものについて作成すること。
3. 物品製造を主とする事業所は、事業概要とともに主要生産品目も記載すること。
4. 団体の所属者で、上部組織に属する者の組織図は、下部組織も併せて記載すること。
5. 団体、事業所、施設等の名称は、略称でなく正式の名称を記載すること。
6. 団体の構成員数について、連合団体である場合は、加盟団体数及び全構成員数（会員又は組合員）を記載すること。

納 税 関 係 付 表

(ふりがな) 氏名または組合名						
組合の種類		法定・任意		業務・地域・職域		
納 税 状 況						
区 分		市町村税 (含む県民税)	県 税	国 税	計	組合員数
年 度	調 定 額 (A)					
	納 期 内 納 付 額 (B)					
	B / A					
年 度	調 定 額 (C)					
	納 期 内 納 付 額 (D)					
	D / C					
年 度	調 定 額 (E)					
	納 期 内 納 付 額 (F)					
	F / E					
年 度	調 定 額 (G)					
	納 期 内 納 付 額 (H)					
	H / G					
年 度	調 定 額 (I)					
	納 期 内 納 付 額 (J)					
	J / I					
平均 (B/A~J/I)						

- (注) 1. 納税関係の推せん候補者について添付すること。
 2. 前年度から過去5年間について作成すること。
 3. 「調定額」の欄には、当該組合員にかかる調定総額を記載すること。

